

# 相続に不安を感じていらっしゃる方へ。 まずは、現状を把握してみませんか?

「事前にちゃんと手を打っておけばよかった・・・」 私たちはそんな悲しい思いをして欲しくはありません。 まずは現状を把握するための「相続財産シミュレーション」(簡易)をしてみませんか? 私たちは相続や相続税のことを一緒に考えるパートナーです。

## 「相続税の試算してみませんか?」

- 財産の現状を正しく認識するために
- 納税額を把握しておくために
- 悲しい"争族"を起こさせないために
- 適切な事前対策を行うために



#### ■ご相談の流れ

01

希望の面談日を お知らせ下さい

初回無料

面談(約1時間)で シミュレーションを実施 後日

03

後日

04

生前対策に係る 具体的アドバイス 費用見積り(※) 対策実行

※生前対策に係る費用及び具体的手続きは、財産の内容・評価方法に応じて、有料となります。

02

#### シミュレーション後にお渡しする報告書(一例です。)









制改正シミュレーション				甲戌26年/ジセルーシェン 基準日: 平成26年01月01日 作成日: 平成26年01月01日			
	現行(~別#26#12月31月)		改正後 (F/827年1月1日~)	差額 (改正統一規行)			
相続税額	5273万円	-	5986万円	+713万円	増加		
相続税の納付税額	3693万円	<b>=</b>	4348万円	+655万円	増加		
①小規模宅地等の減額	3264万円	-	4488万円	+1224万円			
②基礎控除額	9000万円	-	5400万円	-3600万円			
①未成年者技除·障害者技除	0万円	-	0万円	0万円			
9期改正の党更点(平成27年1月1日~)							
①小規模宅地等の減額			③未成年者控除・障害者控除				
<ul><li>特定居住用宅地等の限度面積</li></ul>			現行: 6万円/年 → 改正後:10万円/年				
現行:240㎡ → 改正後:330㎡			特別障害者控除				
-特定事業用宅地等 (400ml) と			現行:12万円/年 → 改正後:20万円/年				
特定居住用宅地等 (330㎡) の併用	が可能に						
②基礎控除額			<ul><li>以享措造</li></ul>	●初率構造			
現行 :5000万円 + (1000万円×法定相続人の数)			現行 : 6段階 (10% 15% 20% 30% 40% 50%)				
		改正後:3000万円 + (600万円×法定相続人の数)					



MCS税理士法人 〒192-0023 立川市柴崎町3-11-4千代田生命立川ビル4階 電話:042-595-7671/FAX:042-528-6949/メール:info@mcs-office.jp

無料相談をご希望の方は、TEL、FAX、郵送またはメールにてお申し込み下さい。

## MCS税理士法人(担当:舛田) 宛

〒192-0023 立川市柴崎町3-11-4千代田生命立川ビル4階

電話:042-595-7671/FAX:042-528-6949

メール:info@mcs-office.jp

# 無料相談の申込書

相続・贈与に関する無料相談に申し込みます。

平成 年 月 日( )

### \*は必ずご記入下さい。

面談希望日 *	第一希望:	月 月	日( 日(	時 ~ 時 ~	時 時	
住 所						
氏名 *						
電話番号 *						
FAX番号						
メールアト・レス						